

答申第276号  
令和2年5月8日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 池田紀子

保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び  
保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和2年5月1日付け岐阜市福政第40号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

（1）事案の概要

国において、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、国民1人につき10万円を給付する特別定額給付金（仮称）事業を実施することとされた。これを受け、本市は「岐阜市特別定額給付金（仮称）事業（以下「事業」という。）を実施し、岐阜市特別定額給付金（仮称）（以下「給付金」という。）の給付を行うこととなった。

また、国は、給付金の給付に当たって、児童虐待及び高齢者虐待を行う者等への給付を防ぐため、児童が障害者支援施設に入所している場合や高齢者が老人短期入所施設に入所している場合等については、当該児童、当該高齢者等が入所している施設等の長が、施設が所在する市区町村に対し代理申請を行うこととしている。

については、給付金の給付の対象となる者（以下「対象者」という。）の決定その他必要な手続を行うに当たり、条例第10条第2項第5号の規定により、市民生活部市民課（以下「市民課」という。）が保有する住民基本台帳に関する情報、子ども未来部子ども支援課（以下「子ども支援課」という。）、福祉部生活福祉一課・生活福祉二課（以下「生活福祉課」という。）、福祉部高齢福祉課（以下「高齢福祉課」という。）及び福祉部障がい福祉課（以下「障がい福祉課」という。）が保有する対象者の施設等の入所等に関する情報、財政部納税課（以下「納税課」という。）が保有する市民税、固定資産税、都市計画税又は軽自動車税に係る各々の納付義務者に関する情報及び子ども支援課が保有する児童手当の支給対象者に関する情報を利用目的以外の目的のため利用する。

## (2) 対象者

- ア 令和2年4月27日（以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民票を消除されていた者で、基準日において、いずれの市区町村の住民基本台帳に記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設に入所している児童（基準日時点で満18歳に満たない者（平成14年4月28日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（児童及び児童以外の者（基準日時点で、満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者をいう。）以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第9条第2項の規定により障害者支援施設等に入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている障害者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- カ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第9条第2項の規定により老人短期入所施設等に入所等等の措置が採られている高齢者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- （3）利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報（当該情報を保有する課）
- ア 住民基本台帳に関する情報（市民課） 次の(ア)及び(イ)の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に記載する情報
- （ア）データファイルとして提供  
宛名番号（本市が保有するシステム内で管理する個人情報を一意に管理するために本市が各個人に付番する番号をいう。以下同じ。）、住所、氏名、生年月日、年齢、性別、異動（出生、死亡、転入、転出等の事由をい

う。以下同じ。)、世帯主情報及び国籍

(イ) 総合行政システムの住民記録システムを利用し、閲覧

宛名番号、住所、氏名、生年月日、年齢、性別、異動情報、世帯主情報、本籍、国籍、DV情報等

イ (2)のイに該当する者の情報（紙媒体）（障がい福祉課）

住所、氏名、生年月日、国籍、入所している施設の名称、所在地、入所又は退所の日

ウ (2)のウに該当する者の情報（紙媒体）（子ども支援課）

住所、氏名、生年月日、国籍、入所している施設の名称、所在地、入所又は退所の日

エ (2)のエに該当する者の情報（紙媒体）（生活福祉課）

住所、氏名、生年月日、国籍、入所している施設の名称、所在地、入所又は退所の日

オ (2)のオに該当する者の情報（紙媒体）（障がい福祉課）

住所、氏名、生年月日、国籍、入所等している施設等の名称、所在地及び入所等又は退所若しくは退居（以下「退所等」という。）の日

カ (2)のカに該当する者の情報（紙媒体）（高齢福祉課）

住所、氏名、生年月日、国籍、入所等している施設等の名称、所在地及び入所等又は退所等の日

キ 市民税、固定資産税、都市計画税又は軽自動車税に係る各々の納付義務者に係る情報（納税課） 次の情報をデータファイルとして提供

市民税、固定資産税、都市計画税又は軽自動車税の納付義務者に係る宛名番号、住所、氏名、生年月日、引き落とし先として登録された口座情報

ク 児童手当の支給対象者に関する情報（子ども支援課） 次の情報をデータファイルとして提供

児童手当の支給対象者に係る宛名番号、住所、氏名、生年月日、振込先として登録された口座情報

## 2 保有個人情報の提供について

### (1) 事案の概要

事業において、施設入所等に係る措置等を行う自治体は、児童等が障害者支援施設に入所している場合等であって、施設の所在する市区町村（以下「施設所在地」という。）と、当該児童等が登録された住民基本台帳の市区町村（以下「住所登録地」という。）が異なる場合については、入所している児童等の住所、生年月日等の特定のために作成した「施設入所等児童等リスト」を施設所在地と住所登録地に送付することとされている。

この処理について、本市においては、本市に住民票を置く者であって、本市が入所の措置を行ったものについて、その施設所在地へ施設入所等児童等リストを送付する必要がある。

については、福祉政策課が保有する施設入所等児童等リストに関する情報を条例第10条第2項第6号の規定により施設所在地に提供する。

(2) 提供する保有個人情報

ア 1の(2)のイに該当する者の住所、氏名、生年月日、国籍、入所している施設の名称、所在地、入所又は退所の日

イ 1の(2)のウに該当する者の住所、氏名、生年月日、国籍、入所している施設の名称、所在地、入所又は退所の日

3 意見

適当なものと認める。